

インドでの商標登録出願の大量みなし放棄に対する高裁判断

2016年4月7日
JETRO ニューデリー
菅原 洋平

2016年4月5日、デリー高裁は、3月20日以降にインド特許意匠商標総局（CGPDTM）が出した193,908件の商標登録出願に対するみなし放棄命令を停止するとの判断を下した¹。当該判断の概要は以下のとおり。

<判断の概要>

- ・ 被上訴人（CGPDTM）が関係者への通知なしに大量の商標出願をみなし放棄としたことに異議を唱える令状請願（writ petition）が提出された。
- ・ 3/20-4/5等の期間の支局別の放棄件数からすると、短期間に大量の案件が処分されている。

アーメダバード	15,850
チェンナイ	47,944
デリー	57,675
コルカタ	14,851
ムンバイ	57,588
合計	193,908

- ・ 上記状況を鑑み、3/20以降のCGPDTMのみなし放棄命令を停止する。
- ・ 今後命令が出されるまで、CGPDTMは関係者への通知なしに商標出願をみなし放棄してはならない。
- ・ CGPDTMの代理人は、2週間以内に反論を提出。

<関連情報>

上記判断の対象は2016年3月20日以降にみなし放棄された案件が対象となるが、3月1日から3月19日にみなし放棄された案件は26,438件あり、依然として注意が必要。

(了)

¹[http://delhihighcourt.nic.in/dhcqrydisp_O.asp?pn=74080&yr=2016&ct=t\(IP_News4_7_2016\)&mc_cid=f8e153f682&mc_eid=55cc7206c4](http://delhihighcourt.nic.in/dhcqrydisp_O.asp?pn=74080&yr=2016&ct=t(IP_News4_7_2016)&mc_cid=f8e153f682&mc_eid=55cc7206c4)